

コ メ ン ト

弁護士 井 上 聡

吉谷報告および神作報告に対し、以下の観点からコメントを述べる。

1. 吉谷報告－信託業法・兼営法について

- (1) 情報の価値が信託財産に帰属する場合の信託業規制のあり方
- (2) 信託引受けに関する信託業規制のあり方
(契約による信託・遺言による信託)

2. 神作報告－金融商品取引法について

- (1) 第二項有価証券としての信託受益権と開示規制
- (2) 第二項有価証券としての信託受益権と業規制
- (3) 信託を通じた上場株式の取得・保有と金融商品取引法